

グリーンイノベーション基金事業

「次世代型地熱技術の開発」プロジェクトに係る公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 8 月 28 日(金)～2026 年 11 月 10 日(火) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXkJMAX?wfid=a0XJ2000006hVnKMAU>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026 年 8 月
(2026 年 10 月 2 日 一部改訂)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部

「次世代型地熱技術の開発」プロジェクトに係る公募について
(2026年8月28日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度から2030年度まで「次世代型地熱技術の開発」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プロジェクトは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」、「『次世代型地熱技術の開発』プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」の内容に基づき実施いたします。

1. 件名

「次世代型地熱技術の開発」プロジェクト

2. プロジェクト概要

(1) 背景・目的

本プロジェクトは、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、天候に左右されず安定供給が可能なベースロード電源である地熱発電の導入拡大を目的としています。従来型地熱発電は、資源の偏在、規制対応、コスト高、長い開発リードタイム等の課題により導入拡大に限界があることから、超臨界地熱、クローズドループ、EGS（Enhanced Geothermal Systems）といった次世代型地熱技術の確立が不可欠です。本プロジェクトでは、日本特有の複雑な地質条件に適用可能な次世代型地熱技術について、官民連携による研究開発・国内実証を通じて技術的・事業的な不確実性を低減し、2030年代早期の実用化および将来的な海外展開につなげることを目的としています。

(2) 目標

2030年度までに、安全かつ適切な開発手法のもとで、超臨界地熱流体の性状確認（物理検層や噴気試験等）や、クローズドループ方式/EGS方式の坑井を用いた熱回収システムの構築を行い、可能な限り早期に従来型地熱発電と同じ発電コスト（13.8～36.8円/kWh（2025年時点））及び将来的にLNG（専燃）や原子力などの他のベースロード電源と同じ発電コスト（12円～19円/kWh（2025年時点））を見通せる次世代型地熱技術等を確立し、同発電コストを見通すために必要な技術開発項目等を整理します。

※2030年度時点で、インフレや物価高騰等の外的要因により各種電源の発電コストが変動している場合は、2030年度時点の従来型地熱発電及び他のベースロード電源の発電コストを踏まえた値に読み替える。

(3) 研究開発項目と社会実装に向けた支援

① 超臨界地熱技術の開発

【(2/3 補助) + (1/10 インセンティブ)】

超臨界地熱技術については、調査井の掘削等を通じて、超臨界地熱貯留層の存在の兆候を確認するとともに、高温・高圧環境に対応可能な掘削・生産・発電に関する要素技術の開発を進め、坑井能力評価や耐高温・耐腐食性機材、発電システムのエンジニアリング等に係る

基礎的知見を整理し、事業性を見据えた超臨界地熱発電技術の確立を目指します。

② クローズドループ技術の開発

【(2/3 補助) + (1/10 インセンティブ)】

クローズドループ技術については、マルチラテラル方式や同軸二重管方式等のクローズドループ試験井の掘削および循環試験を通じて、クローズドループによる安定的な熱回収システムの構築を行います。あわせて、熱回収量の持続性評価、掘削コスト低減、長大・複雑坑井の掘削技術等に関する研究開発を進め、従来型地熱では開発が困難であった地域への適用可能性を高め、事業性のあるクローズドループ技術の確立を目指します。

③ EGS 技術の開発

【(2/3 補助) + (1/10 インセンティブ)】

EGS 技術については、試験井の掘削、人工的な貯留層造成、および循環試験等を通じて、安定的かつ低環境負荷な熱回収システムの構築を行います。あわせて、掘削コスト低減、貯留層造成技術の高度化、循環流体の回収率向上、微小振動への対応等に関する技術開発を進め、日本の地質条件に適合した EGS 技術の確立と事業性向上を目指します。

④ 共通基盤技術の開発★

【委託（企業等の場合は 1/10 インセンティブ）】

次世代型地熱技術に共通して必要となる基盤技術として、岩石・流体の物性・地化学データの整備、発電量予測や貯留層挙動等を評価可能にするシミュレーション技術、環境影響や安全性に配慮したモニタリング技術等の開発を行います。これらの共通基盤技術を通じて、各研究開発項目における不確実性の低減を図り、次世代型地熱技術の実用化および導入拡大を支援します。

開発項目①～④のうち、④以外は企業等の収益事業の担い手が主たる実施者（支出が過半を占める実施者）となる必要があります。④は大学・研究機関等が主たる実施者となることが可能であり、その場合、1/10 インセンティブは適用せず、10/10 委託とします。

社会実装に向けた支援

研究開発と並行して、地域住民や関係事業者との理解醸成、関係省庁と連携した許認可手続の円滑化、環境影響への対応方針の整理等を通じ、次世代型地熱発電の社会実装を支援します。また、実用化後の導入拡大に向けて、資源量調査や制度的課題の整理を進め、開発リードタイムの短縮を図ります。

(4) 実施スケジュール

本プロジェクトは、2026 年度から 2030 年度までの最長 5 か年度とします。研究開発目標の達成にあたっては、様々な技術的アプローチが考えられることから、具体的な達成方法および詳細な実施スケジュールについては、提案者の創意工夫に委ねることを原則とします。

また、経済産業省が定める研究開発・社会実装計画に基づき、事業化段階の切れ目ごとにステージゲートを設定し、事業の進捗状況、技術的妥当性および社会実装の見込み等を踏まえて、継続可否を判断します。

当初契約・交付期間は、最初のステージゲートまでの期間とします。なお、研究開発・社会

実装計画で示すステージゲートの設定時期は目安であり、年度にこだわることなく、事業の進捗状況、社会情勢および海外の開発動向等を踏まえて柔軟に設定するものとします。

(5) 予算

プロジェクト総額（国費負担額のみ。インセンティブ分を含む額）：上限 1,102 億円

【研究開発内容】次世代型地熱技術の開発

（研究開発内容①）超臨界地熱技術の開発

予算額：上限 191 億円【153 億円¹】

（研究開発内容②）クローズドループ技術の開発

予算額：上限 805 億円【621 億円¹】

（研究開発内容③）EGS 技術の開発

予算額：上限 76 億円【61 億円¹】

（研究開発内容④）共通基盤の技術開発

予算額：上限 30 億円【20 億円¹】

(6) プロジェクト実施に関する留意事項

① データ提供及び利活用に関する事項

研究開発内容①～③の実施者は、本プロジェクトの遂行に伴い取得又は生成したデータ及び情報（以下「実証データ」という。）について、本プロジェクトの推進、研究開発内容間の連携及び政策立案等への活用を目的として、NEDO に対し提出するものとします。また、研究開発内容④の実施者から求めがあった場合には、当該研究開発内容の遂行に必要な範囲で、実証データを当該実施者に対し提供するものとします。

提出された実証データは、NEDO 及び当該実証データの提供を受けた者において適切に管理した上で、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び研究開発内容④の実施者に対し、当該目的の範囲内に限り共有することがあります。これら以外の第三者への提供又は一般公開については、当該実証データを提出した実施者の事前の承諾を得るものとします。

実証データの具体的な内容、提出方法、提出頻度及び共有条件等については、本プロジェクトの進捗及び各研究開発内容の特性を踏まえ、NEDO 及び関係実施者間で別途協議の上、定めるものとしますが、現時点では研究開発内容④における貯留層モデル構築やシミュレーションによる検証等に資する観点から、地質調査、物理探査、検層、流体・岩石試料の分析、モニタリング試験等により得られる地下に関するデータを中心として想定しています。

なお、実証データのうち、企業の競争力に重大な影響を及ぼすおそれのあるノウハウ、営業秘密その他の機微情報については、当該実施者の意向や秘匿の妥当性等を勘案の上、提出対象及び取扱いを協議の上決定するものとします。

② 実証設備（坑井・装置等）の取扱いに関する事項

¹ 最初のステージゲートまでの3年程度の期間の予算上限。

本プロジェクトにおいて整備される実証用の坑井及び関連設備（以下「実証設備」という。）について、本プロジェクトで技術の有効性が実証された後、他の地点で商用化を目指す場合、その具体的計画を提案書に記載し、坑井の埋戻しその他の撤去費用を積算して下さい。採択審査委員会で妥当であると判断された場合、当該費用の支弁を認めます。一方、市場環境の著しい変化、法令若しくは規制の変更、自然災害その他これらに類する事業者の責によらない事由により、将来的な活用が見込まれない場合等における坑井の埋戻しその他の撤去措置については、当該事由の発生後、実施計画書の変更により当該措置の内容及び必要性を記載し、継続利用、他用途への転用その他の代替手段を十分に検討した結果、当該措置が合理的に必要であるとWG（後述）等の議論を踏まえて、NEDO が認めた場合に限り、当該措置に係る費用を計上することができるものとします。ただし、いずれの場合も、当該措置が単なる原状回復にとどまらず、掘削技術、坑井管理技術、環境影響低減等に関する知見の取得に資するなど、本プロジェクトの研究開発の一環として位置付けられる内容を含む必要があります。

③ ステージゲート審査と費用計上に関する事項

本プロジェクトは、研究開発・社会実装計画に基づきステージゲート審査を設けており、ステージゲート通過後の事業に係る費用については、当該審査において継続が認められた場合に限り支出可能となります。このため、提案者は、研究開発計画及び調達計画を適切に立案した上で、当該計画の実施に支障が生じないように、ステージゲート審査の実施時期を設定するものとします。特に、掘削リグその他の長納期品については、その調達に要する期間を十分考慮した上で、事業全体の工程及びステージゲート時期を設定するものとします。

3. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある提案者は、次の(i)～(iv)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託及び補助を希望する企業等とします。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（委託事業の場合）、あるいは委託又は共同研究（補助事業の場合）は、原則認めておりませんのでご留意ください。（再委託先又は共同実施先、あるいは委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）

- i. 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげることを、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題としてコミットし、そのコミットメントを明らかにした長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施する場合は、我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待できることを示すこと。
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）ただし、研究開発・社会実装計画において★マークがある研究開発内容

(プロジェクトの実施に当たって必要となる共通基盤技術の開発等)については、大学・研究機関等が主たる実施者(支出が過半を占める実施者)となることが可能。また、採択後に本プロジェクトの他の研究開発内容の実施企業等と連携することを要件として、大学や研究機関等のみで★マークがある研究開発内容に応募することも可とする。(【別紙】その他重要事項・留意事項参照)

- iv. (委託事業の場合) NEDO が指定する情報管理体制を有していること。(4.応募方法(3)提出書類別添3参照。)

【実施要件(委託事業の場合)】

本プロジェクトは、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」及び「グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/ZZRM_100001_00029.html#itaku

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

【実施要件(補助事業の場合)】

本プロジェクトは、採択後、「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html

補助事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

4. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

本公募要領に従って「事業戦略ビジョン」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 11 月 10 日（火）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXkJMAX?wfid=a0XJ2000006hVnKMAU>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が代表法人以外の法人の提出書類一式も取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成してください。(2) 提出書類のうち、「事業戦略ビジョン（別添 1）」、「積算用総括表（別紙 1）」、「主任研究者 研究経歴書（別添 2）」（委託事業の場合は「研究開発責任者 研究経歴書（別添 2）」）については一つの PDF 形式のファイルにまとめてください。その他資料（全て PDF 形式）と併せて一つの zip ファイルにまとめて提出してください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力求めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案の概要（300 文字以内）
- ③提案内容、手法のポイント（600 文字以内）
- ④責任者名（所属部署・職名含む）（法人ごとに列記。委託事業の場合は研究開発責任者補助事業の場合は主任研究者）
- ⑤利害関係者（※）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者又は主任研究者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科

又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

【委託事業の場合】

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添資料をご参照ください。

提出書類
別添 1：事業戦略ビジョン
別紙 1：積算用総括表
別添 2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究経歴書
別添 3：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票
別添 4：提案者情報
別添 5：その他の研究費の応募・受入状況
別添 6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
別添 7：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
別添 8：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況
直近の事業報告書
直近 3 年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位）（※）
NEDO が提示した契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書（任意）

【留意事項】

- （※）コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンは全ての実施主体者がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認ください。
- （※）財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- （※）直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 4：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- （※）提案者が学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関）の場合は、財務諸表の提出は不要とし、直近の事業報告書のみ提出く

ださい。ただし、適切な管理の体制や能力等に疑義が生じた場合や、円滑な事業実施に当たり確認が必要であると判断した場合には、財務諸表その他必要な資料の提出を求める場合があります。

- (※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

【補助事業の場合】

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添資料をご参照ください。

提出書類
別添1：事業戦略ビジョン
別紙1：積算用総括表
別添2：主任研究者 研究経歴書
別添3：提案者情報
別添4：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（任意）
別添5：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況
直近の事業報告書
直近3年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位）（※）

【留意事項】

- (※) コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンは全ての実施主体者がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認ください。
- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表をWeb ページ上で公表している場合には、その公表URLを「別添3：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※) 提案者が学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関）の場合は、財務諸表の提出は不要とし、直近の事業報告書のみ提出ください。ただし、適切な管理の体制や能力等に疑義が生じた場合や、円滑な事業実施に当たり確認が必要であると判断した場合には、財務諸表その他必要な資料の提出を求める場合があります。

- (※) 委託先・共同研究先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

GXに関する取組への対応について（GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況）

GX 実行会議において、GX 経済移行債による支援は GX 投資を官民協調で実現していくための「大胆な先行投資支援」として、GX リーグへの参画等、支援対象企業には GX に関する相応のコミットメントを求めています。そのため本基金事業においては、当該趣旨に鑑み、2024 年 6 月以降にプロジェクトの追加・拡充・増額を実施する場合、実施企業については、以下（i）～（iii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することを求めることとしています（GX リーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなします。）。

ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができます。

- （i）国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2025 年度（当該年度及び 2025 年度までの複数年間）・2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況について第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

（注）第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

- （ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

- （iii）サプライチェーン全体での GX 実現に向けた取組を実施又は計画すること（例：上流事業者の排出量削減の取組支援、CFP の表示）。

5. 採択先の選定

（1）審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。なお、採択審査に加えて、経済産業省の承認も要する場合があります。

外部有識者による採択審査は、書面審査と、必要に応じて面接審査により実施します。書面審査は、NEDO に設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）のグリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ（以下「WG」という。）委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。

面接審査を行う場合には、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員（取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。）以上の参加を求めます。

契約・交付審査委員会の審議では、外部有識者による採択審査に基づく採択候補が、NEDO が定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。

なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 研究開発計画について（技術面）

1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標（技術水準）を実現可能な具体的な解決方法や、野心的かつ測定可能な KPI が提案されているか
2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
5. 中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか
6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力（具体的な実績、国際競争力、経営資源等）を有しているか

ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）

1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識できているか
2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデルを提案できているか
3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
5. 研究開発から社会実装、その後の競争性の維持・事業拡大に至るまでの大まかなスケジュールが計画されているか
6. 提案者は当該事業計画を実施するために必要な資金計画や経営資源を有しているか

iii. イノベーション推進体制について（経営面）

1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
2. 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与するか
3. 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されるか

4. 機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げるための組織体制を構築（専門部署の設置等）するか
5. （★マークがある研究開発内容について、大学や研究機関等のみによる応募の場合）実施企業等の取組（社会実装等）に必要となる共通基盤技術の開発等に取り組むものとして、採択後に本プロジェクトにおける他の研究開発内容の実施企業等との具体的な連携を図ることが想定されているか
6. （★マークがある研究開発内容について、大学や研究機関等のみによる応募の場合）研究代表者やチームリーダー等中心的な人物が、事業期間中に何らかの理由により事業への継続参加が困難となった場合に、当該者が所属する組織として当該事業を継続できる体制等を構築できているか

iv. その他

1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか
2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか
3. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をしているか

b. 契約・交付審査委員会の選考基準

【委託事業の場合】

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有していること。
 2. 当該開発等を行う体制が整っていること。（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。）
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

【補助事業の場合】

補助金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 補助事業の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2. 補助事業の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 補助事業の経済性が優れていること。
- ii. 補助事業における補助事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 - 2. 補助事業を行う人員、体制が整っていること。
 - 3. 補助事業の実施に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 補助事業の実施に関して NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、プロジェクト概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 書面審査員、面接審査員の情報の公表について

書面審査員、面接審査員の所属・役職・氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 8 月 28 日：公募開始

2026 年 9 月 7 日：公募説明会（オンライン）

2026 年 11 月 10 日：公募締切

2026 年 12 月中旬（予定）：採択審査委員会（面接審査）

2027 年 1 月中旬（予定）：契約・交付審査委員会

2027 年 1 月下旬（予定）：採択先決定

2027 年 2 月下旬（予定）：ウェブサイト公表

2027 年 3 月下旬（予定）：契約締結/交付決定

(5) プロジェクト開始後のスケジュール

○（毎年度）

・WG への出席、マネジメントシートの提出（【別紙】その他重要事項・留意事項に記載の「毎年度の WG への出席」を参照）なお、WG において経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合がある。（【別紙】その他重要事項・留意事項に記載の「取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費

負担額の一部返還」を参照。)

- ・技術・社会実装推進委員会への出席（各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告。）

○ステージゲート審査

- ・事業化段階の切れ目において、ステージゲートを設定し、事業の進捗（目標の達成度を含む）、社会実装の見込み等を踏まえて、事業の継続可否を判断する。審査のタイミングは、プロジェクト全体の提案等を踏まえて判断する。（一例は以下のとおり）

【研究開発内容①】超臨界地熱技術の開発

【研究開発内容②】クローズドループ技術の開発

【研究開発内容③】EGS 技術の開発

（例）

ステージゲート前実施内容

- 調査計画の策定及び適地調査（自治体や地元との合意形成、法令の処理を含む）
- 事業可能性調査や坑井設計等
- 上記の完了を踏まえ、適切に試験井を掘削するための掘削計画等の策定

★ステージゲート審査（例えば、2028 年度頃の実施）

ステージゲート通過後実施内容

- 事業化に向けた概念設計等
- 試験井の掘削
- 地下流体の確認あるいは熱回収試験

【研究開発内容④】共通基盤の技術開発

（例）

ステージゲート前実施内容

- 適切な技術開発仕様の策定

★ステージゲート審査（例えば、2028 年度頃の実施）

ステージゲート通過後実施内容

- 仕様を踏まえた技術開発
- 実証を通じた技術の妥当性の検証

○プロジェクト終了最終年度～終了後 3 年間

- ・社会実装計画※の作成、NEDO における社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、インセンティブ額を精算

※社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの 1. 事業戦略・事業計画や 3. イノベーション推進体制等の内容を予定しております。

○プロジェクト終了後

- ・WGによる事後評価
- ・フォローアップ調査（最大 6 年間。特に補助事業においては、プロジェクト終了後 3 年間社会実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還がある。（【別紙】その他重要事項・留意事項に記載の「目標達成度等に応じた国費負担割合の変動」を参照。）

6. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026 年 9 月 7 日（月）10 時 30 分～12 時 00 分

開催形式：オンライン（ウェビナー形式）

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから 2026 年 9 月 4 日（金）までにお申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

<https://events.teams.microsoft.com/event/44fab830-c3a7-4d85-b33a-fe2129ecd05b@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

7. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

8. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2026 年 10 月 27 日（火）までの間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

- (1) 公募の内容及び契約・交付に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部 地熱担当

E-mail：gi-geothermal[*]ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

- (2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁

資源・燃料部政策課地熱資源開発室

Tel：03-3501-2773

9. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

10. 掲載資料

【委託事業の場合】

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）

「次世代型地熱技術の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
公募要領

提案書一式

別添 1：事業戦略ビジョン

別紙 1：積算用総括表

別添 2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書の記入について

別添 3：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添 4：提案者情報

別添 5：その他の研究費の応募・受入状況

別添 6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 7：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料

別添 8：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況

本公募に関する Q & A

グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款

【補助事業の場合】

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）

「次世代型地熱技術の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
公募要領

提案書一式

別添 1：事業戦略ビジョン

別紙 1：積算用総括表

別添 2：主任研究者 研究経歴書

別添 3：提案者情報

別添 4：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料

別添 5：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況

本公募に関する Q & A

グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

委託事業の場合は、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当

する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ

ィの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)を推奨します。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容を事業戦略ビジョンに記載して提出してください。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動はWG等での評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www.mext.go.jp/content/20260306-mxt_kankyou-000047937-10.pdf

(5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM(Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)(※)の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます)については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。

本プロジェクトへの応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力で同意したものとみなします。

(※)政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)

に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択し

ていくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられて

おり、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

事業戦略ビジョンのうち非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記いただき、非開示情報と認められる情報は、NEDO や担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。

なお、上記の非開示とした情報を除いた上で、NEDO のホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」を公開する予定です。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

① 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守

経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載されている事項を遵守いただきます。特に以下の事項にご留意ください。

【参考】グリーンイノベーション基金事業の基本方針

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/index.html

・毎年度のWGへの出席

プロジェクトにおける「主要な企業等の経営者※1」には、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。（本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に（年に1度を想定）更新の上、随時公開いただきます。）

また、大学や研究機関等のみでの応募により採択された大学や研究機関等の代表者※2は、毎年度、WGにおける実施企業等の経営者との対話の場に参加し、取組状況について説明していただきます。

※1 「主要な企業等の経営者」

①WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体（大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社）、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等（コンソーシアム単位ではなく企業等の単位）。

②企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

※2「大学や研究機関等の代表者」

研究を担う者が所属する組織において、体制構築や取組方針の策定について責任を有する者を想定しており、機関全体の長に限定はしない。

・毎年度のマネジメントシート提出

プロジェクトに参加する（主要企業以外も含めた）全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした（又は修正した）上で公開する予定です。

なお、大学、公的研究機関、再委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。

- ①経営者自身の関与（プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等）
- ②経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等）
- ③事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還

WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である（例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、企業等に対して、【(指摘を受けた事業年度の受領額) × (返還率)】の委託費の一部返還を求めます。(プロジェクトを中止した年度の経費は支払いません。また、補助事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで補助金を支払いません。) 返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WGにおいて3段階で評価されます。(返還率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、技術潮流や競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、実施者の希望に基づき、WGは実施者に対して改善点の指摘及びプロジェクトの中止に係る意見を出すことなく、プロジェクトを中止することができます。

なお、大学や研究機関等のみで採択された場合で、実施企業等の関連する取組の全てが中止となる場合には、それと連携する大学や研究機関等の取組も中止となります。

・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェ

クト終了時点における 2030 年目標の達成度を国費負担額に連動させ、成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある 1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む社会実装計画を提出いただきます。NEDO による社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【(総事業費) × (インセンティブ率) × (目標の達成度)】(＝インセンティブ額)の金額を付与します。(インセンティブ率を除いた委託費・補助金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、補助事業の場合、プロジェクト終了後 3 年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額) × (4－確認時点のプロジェクト終了後年数(1～3年)) / 3】の金額を返還いただきます。

・企業価値向上に向けた取組

これまでにない革新的技術を社会実装に結びつける上では、事業としての不確実性を認識しつつ投じられるリスクマネーを資本市場から呼び込むことが重要ですが、このためには実施企業が基金での取組を中長期的な経営戦略に明確に位置づけ、持続的な企業価値の向上に結びつけることで、資本市場の信頼を得ることが求められます。このような観点から、実施企業には、応募・採択時点及びその後適切な時点において、本プロジェクトの事業化による企業価値向上と資本市場からの評価につなげる取組の方向性を表明するよう求めます。

具体的には、個々の企業が重視する財務指標（例えば PBR、ROE、PER 等）とその目標とする水準等を示しつつ、本プロジェクトにおける将来的な社会実装に向けた事業運営を通じて、どのように投資家の期待値を高めるとともに目標とする水準の達成につなげていくことを想定しているかについて、具体的な取組方針を事業戦略ビジョンに記載してください。すでに目標水準を達成している場合も、さらなる向上のために取り組む事項があれば記載してください。(モニタリングでの説明の聴取については、個別に議論しながら進めるものとします。)

本件に関する記載内容は、直接的な審査対象とはしません。このため、当該取組に関する記載の有無やその内容を以て、本基金における「経営者のコミットメント」の有無や本事業の継続の可否を判断するものではありませんが、例えば中長期的な経営戦略における本事業の位置づけや資金計画の妥当性に関する裏付けとして有意義な情報になり得ることなどから、採択審査において、参考とすることがあります。また、本件に関する記載が不足等している場合、採択以後に記載を求める場合があります。

【参考】2022 年 6 月 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/20220613_report.html

・事業を円滑かつ確実に実施するための措置

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めています。

このような背景の中、研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたものを念頭に、国際動向や国際化への対応も考慮し、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」(令和6年6月4日「経済安全保障法制に関する有識者会議」)において、国が支援を行う研究開発プログラムに関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における研究開発成果の技術流出防止のため、入口から出口までの段階に応じた対策が必要である旨とりまとめられました。

この提言等を踏まえ、本プロジェクトにおいては、技術情報管理強化及び技術移転防止(事前相談)に係る措置を講ずるものとします。詳細は、グリーンイノベーション基金事業の基本方針の5. 事業を円滑かつ確実に実施するための措置をご参照ください。

② 知財・データマネジメント

【委託事業の場合】

本プロジェクトは、以下に掲載する公募時期に対応した最新の「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を適用するとともに、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。特に、海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合には、国費を投じて実施した研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれを回避する観点から新たに取得する知的財産は原則 NEDO との共有とし、当該海外企業と NEDO の持分の合計のうち 50%以上の持分は NEDO に帰属となることご留意ください。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)にご協力をいただく場合があります。

また、本プロジェクトは、以下に掲載する最新の「NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

【参考】NEDO プロジェクトにおける知財マネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

【補助事業の場合】

本プロジェクトの実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

① NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本プロジェクトにおける契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

② 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③ 資産の取り扱い

【委託事業の場合】

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。

なお、委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。

また、委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。その際の譲渡価格は、取得価額から、取得日から事業終了日までの期間における年償却額により算定した額となりますが、譲渡価格算定に用いる取得価額は、インセンティブ額に応じて決定されます。

【補助事業の場合】

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化

の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

④ 事業化状況報告書等の提出、収益納付【補助事業の場合】

採択されたプロジェクトにあっては、補助事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5 年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。

当該補助事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

プロジェクト終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対応）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本プロジェクトを通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本プロジェクトの活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時まで、本プロジェクトにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本プロジェクト終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本プロジェクトを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
 - ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
 - ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
 - ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）
- ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に

際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

② 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があっ

たと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。) については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

E-mail：helpdesk-2*@ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html